

第 77 回慶應 EU 研究会 (2015 年 1 月 24 日)

成果と課題

「トランスナショナル・ガバナンスの法的枠組と現実」

(The Legal Framework and Reality of Transnational Governance)

慶應義塾大学名誉教授・慶應ジャン・モネ センター シニア・フェロー
杉浦 章介

1980 年代以降における「グローバル化」の進展に伴って、主権国家の内部で完結していた、これまでの統治の枠組では充分に対応できないような「越境的(transnational)な事象」が急増し、それらをどのように規律付けするのかという政策的な課題の重要性が増してきた。「グローバル化の急進」が冷戦の終結と同期化したこともあり、越境的な規律付けの第一は、非公権的な紛争解決制度の拡充(the Private Justice Regimes)によるものとなり、第二には、既存の公権的な統治のパラダイムの拡張と質的転換によって行われてきたといえる。

本報告では、それらのうちでも第二の統治パラダイムの変質について、統治主体の拡張(国家主体と非国家主体の並立)、そして統治方法(規制方法)の拡充(規範の形成と執行における多様な方法の採用)の観点から、具体的な事例を挙げて越境的な規律付けの実態について、報告者の近著『越境的な規範の形成と執行』(慶應義塾大学出版会、2014)に基づき説明を行った。そして、有効でしかも正当なトランスナショナル・ガバナンスの展開には、公私連携とならんで、拘束的規制と非拘束的規制を柔軟かつ戦略的に組み合わせるような方策(ハイブリッド型統治)が重要となるが、そのような統治の新たな枠組では、国家の公権性は新たな役割と機能をもつものとなる。

そしてこの分析枠組によれば、超国家的統治体としての EU における裁量的政策決定方式(OMC)は、拘束的な共同体方式と組み合わせられることによって、より効果的な統治を実現するハイブリッド型統治方法とみなすことができよう。

今後の課題としては、新たな統治パラダイムを基礎づける規範性(Normativity)一般についての考察を深め、トランスナショナル・ガバナンスにおける規範の形成と執行に伴う一貫性や予測可能性をどのように担保するのかを明らかにすることが重要なかだいとなる。そして、それには一方において、越境的な規範の階層性の存在を明示化するとともに、他方において、執行可能性を担保する国内外の相互作用による法制化のダイナミズムを実証的に解明することが望まれる。

以上。